

# 奈良市公報

第20号

令和2年2月17日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主管
1 16	20	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
1 16	21	なら工藝館の臨時休館	産業政策課
1 16	22	放置自転車等の保管	環境政策課
1 17	23	放置自転車等の処分	環境政策課
1 17	24	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 17	25	道路の位置指定	建築指導課
1 20	26	放置自転車等の保管	環境政策課
1 20	27	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 20	28	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 20	29	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 20	30	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 20	31	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 20	32	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 21	33	放置自転車等の保管	環境政策課
1 22	34	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
1 22	35	土地収用法の規定による明渡裁決の申立てに係る書類の写しの公衆縦覧	西大寺駅周辺整備事務所
1 22	36	土地収用法の規定による裁決申請書等の写しの公衆縦覧	西大寺駅周辺整備事務所
1 22	37	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
1 22	38	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 22	39	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
1 22	40	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
1 22	41	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
1 24	42	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課

1	24	43	放置自転車等の保管	環境政策課
1	24	44	奈良農業振興地域整備計画の変更	農政課
1	27	45	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1	27	46	放置自転車等の保管	環境政策課
1	28	47	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1	31	48	奈良市森林整備計画の案の公衆縦覧	農政課
1	31	49	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
監 査 委 員				
月	日	番号	件 名	
1	31	1	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主管
1	17	1	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
1	23	2	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
1	31	3	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主管
1	16	1	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
1	21	1	選挙人名簿の登録日の変更	

告 示

奈良市告示第 20 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年1月16日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護事業所 虹	奈良県奈良市法華寺町 74番地の5	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和2年 1月1日
株式会社タクティ	奈良県奈良市法華寺町 74番地の5		
訪問看護ステーション オレガノ	奈良県奈良市松陽台四丁目 21-3 ミールム松陽台 B201号室	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和2年 1月1日
株式会社優和	奈良県奈良市松陽台四丁目 21-3 ミールム松陽台 B201号室		
ケアサポート 輪	奈良県奈良市西笹鉾町18番地 サンハイツ101号室	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和2年 1月1日
株式会社 輪	奈良県奈良市恋の窪一丁目8番 16-2号		

奈良市告示第21号

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により次のとおりなら工芸館を臨時に休館する。

令和2年1月16日

奈良市長 仲川元庸

休館日

施設名	休館日
なら工芸館	令和2年1月31日、2月26日

奈良市告示第 22 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 1 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年1月16日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年 7 月 17 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年 7 月 17 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年6月3日、同月7日、同月10日、同月16日、同月18日、同月24日、同月27日及び同月28日

奈良市告示第 24 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年1月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年6月13日 奈良市指令整開 第17A-16号

令和元年12月16日 奈良市指令整開 第17A-16-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年1月17日 第1716号

公共施設 令和2年1月17日 第846号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条大路一丁目662番1、668番、680番3、691番1、691番9の一部及び691番15

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市高天町38番地の3

PFI 奈良賑わいと交流拠点株式会社 代表取締役 森田 兼光

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市三条大路一丁目662番1、668番、680番3、691番1、691番9及び691番15の各一部

(2) 道路（立体区域）

奈良市三条大路一丁目680番3、691番1及び691番9の各一部

(3) 下水道

奈良市三条大路一丁目662番1、668番、680番3、691番1、691番9及び691番15の各一部

(4) 公園

奈良市三条大路一丁目668番及び691番15の各一部



(5) 緑地

奈良市三条大路一丁目680番3、691番1及び691番9の各一部

(6) 水路

奈良市三条大路一丁目662番1、668番、691番1、691番9の各一部

(7) 防火水槽

奈良市三条大路一丁目668番及び691番1の各一部

(8) 調整池

奈良市三条大路一丁目691番1の一部

奈良市告示第 25 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年1月17日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市石木町960番地
申請者氏名	有限会社 住都ホーム販売 代表取締役 松下 政敬
道路の位置	奈良市中山町1440番、1442番4、1443番、里道の各一部
道路の幅員	最大4.04m 最小4.02m
道路の延長	27.53m
指定年月日	令和2年1月17日
指定番号	第H3101号

奈良市告示第 26 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 2 年 1 月 19 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 1 月 20 日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奥西 正彦 奈良市月ヶ瀬石打2889番地	森嶋 憲 奈良市月ヶ瀬石打2180番地の9

2 変更の年月日

令和2年1月1日

奈良市告示第 28 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 1 月 20 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	石中 紀太郎 奈良市月ヶ瀬尾山1953番地の1	松田 充生 奈良市月ヶ瀬尾山224番地

2 変更の年月日

令和2年1月1日

奈良市告示第 29 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 1 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西田 靖彦 奈良市月ヶ瀬長引265番地	中岡 豊 奈良市月ヶ瀬長引209番地の2

2 変更の年月日

令和2年1月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 1 月 20 日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	上岡 要一 奈良市月ヶ瀬嵩228番地	西久保 太 奈良市月ヶ瀬嵩209番地

2 変更の年月日

令和2年1月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 1 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中西 武洋 奈良市月ヶ瀬月瀬330番地	奥谷 孝作 奈良市月ヶ瀬月瀬256番地

2 変更の年月日

令和2年1月1日



奈良市告示第 32 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 1 月20日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	矢ノ本 一徳 奈良市月ヶ瀬桃香野5062番地	中奥 洋一 奈良市月ヶ瀬桃香野4609番地

2 変更の年月日

令和2年1月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 / 月 2 / 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年1月21日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 34 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年1月22日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年2月20日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970105355	訪問介護	株式会社ハッピーライフ	奈良市三条大路一丁目10番50号協栄ビル201	訪問介護事業所ハッピーライフ	奈良市三条大路一丁目10番50号協栄ビル201

奈良市告示第35号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の写しの送付を受けたので、法第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、これを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

令和2年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

記

1. 起業者の氏名及び住所  
奈良市 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
2. 事業の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・102号西大寺一条線及び7・5・102号西大寺東線
3. 書類の受理日  
令和2年1月16日
4. 明渡を求める土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
奈良県奈良市西大寺栄町地内	2339番1	宅 地	宅 地
	2339番5	宅 地	宅 地
	2340番4	宅 地	宅 地

5. 縦覧場所  
奈良市西大寺南町2番6号  
奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所
6. 縦覧期間  
公告の日から令和2年2月5日まで

奈良市告示第36号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第40条第1項に規定する裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、これを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

令和2年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

記

1. 起業者の氏名及び住所

奈良市 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

2. 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・102号西大寺一条線及び7・5・102号西大寺東線

3. 書類の受理日

令和2年1月16日

4. 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
奈良県奈良市西大寺栄町地内	2339番1	宅 地	宅 地
	2339番5	宅 地	宅 地
	2340番4	宅 地	宅 地

5. 縦覧場所

奈良市西大寺南町2番6号  
奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所

6. 縦覧期間

公告の日から令和2年2月5日まで

奈良市告示第 37 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年 1 月 22 日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		地域密着型通所介護	令和元年 12月31日
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス こもれびの郷	奈良県奈良市中山町西三丁目 362-6	地域密着型通所介護	令和元年 12月31日
特定非営利活動法人 こもれび	奈良県奈良市中山町西三丁目 362-6		

奈良市告示第 38 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年7月22日 奈良市指令整開 第19A-12号

令和元年12月20日 奈良市指令整開 第19A-12-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年1月22日 第1717号

公共施設 令和2年1月22日 第847号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園北二丁目1090番78

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町1606番地7

株式会社 明利建設 代表取締役 相川 直利

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園北二丁目1090番78の一部

奈良市告示第 39 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
くめ耳鼻咽喉科	奈良県奈良市朱雀一丁目5-15	令和元年 11月18日
前田耳鼻咽喉科	奈良県奈良市あやめ池南2-2-9賀川ビル1階	令和元年 11月24日



奈良市告示第 40 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 2 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
くめ耳鼻咽喉科	奈良県奈良市朱雀一丁目5-15	令和元年 11月19日

奈良市告示第 41 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション あったかい	奈良県奈良市三碓六丁目8-4	令和元年 12月1日

奈良市告示第 42 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 / 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和2年 1月1日	サン薬局 富雄店	奈良市鳥見町一丁目 1-2	株式会社 関西メディコ 代表取締役 安井 将美

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 1月24日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年1月24日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年1月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

奈良農業振興地域整備計画

2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 農政課

奈良市告示第 45 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年1月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成31年3月1日 奈良市指令整開 第18A-46号

令和元年10月23日 奈良市指令整開 第18A-46-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年1月27日 第1718号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路四丁目8-9番4、1047番3、1047番4及び1048番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路四丁目2番51号

吉田 正一郎

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 1 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年1月27日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 47 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年1月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年9月12日 奈良市指令整開 第19A-3号

令和元年12月19日 奈良市指令整開 第19A-3-1号

令和2年1月21日 奈良市指令整開 第19A-3-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年1月28日 第1719号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町93番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市古市町529番4

社会福祉法人 こぶしの会 理事長 坂下 伸一



奈良市告示第 48 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により奈良市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和2年 1月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 縦覧場所

奈良市役所 観光経済部農政課

2 縦覧期間

自 令和 2年 1月31日

至 令和 2年 3月 1日

奈良市告示第 49 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和2年1月31日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 1月31日	川田 啓之	奈良県総合医療 センター	奈良市七条西町二丁目 897-5	循環器内科 (心臓機能障害)
令和2年 1月31日	辻本 大輔	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1	循環器内科 (心臓機能障害)

監

查

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年1月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 中 本 勝  
 同 松 下 幸 治  
 同 太 田 晃 司

長寿福祉課

監査結果公表日 平成29年7月3日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 令和2年1月16日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) 戦没者遺族の団体に交付している奈良市遺族会補助金の平成28年度決算書を査閲したところ、補助対象経費に助成費が含まれており、それは遺族会の内部会である女性部及び悠遠部に対する助成であり、各内部会の予算額及び決算額は同額となっていた。そこで、各内部会の決算書の提出を求めたところ、いずれの決算書にも繰越金が計上されていたが、遺族会本体の決算書には計上されていなかった。</p> <p>補助金の交付申請及び実績報告の際には、内部会も含めた遺族会全体の会計を明確にした書類を徴取し、適正に審査されたい。</p>	<p>(2) 遺族会の内部会である女性部及び悠遠部の繰越金を、遺族会本体の繰越金に計上するよう指導し、遺族会全体の会計が明確となった決算書を徴取した上で、適正に審査し交付決定を行いました。</p>

西大寺駅周辺整備事務所

監査結果公表日 平成30年4月2日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 令和元年12月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>一般会計及び土地区画整理事業特別会計で購入している切手について、一冊の切手類受払</p>	<p>平成30年度から切手類受払簿を会計ごとに作成し、一般会計分と特別会計分の切手類を区</p>

簿で、会計ごとに区別することなく管理していた。

特別会計は特定の目的のために設置された会計であるため、切手類受払簿は一般会計と区別して作成し、切手類を管理されたい。

別して管理するよう改めました。

# 公當企業

奈良市企業局告示第1号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年1月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社SEN TEC	代表取締役 三 木 宣二	大阪府堺市西区太平寺539番 地1	令和元年12月23日

奈良市企業局告示第2号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年1月23日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社タカギ	代表取締役社長 高城 英一郎	福岡県北九州市小倉南区石田南 二丁目4番1号	令和2年1月10日



奈良市企業局告示第3号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年1月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
稲富設備	稲富 将人	奈良市朱雀五丁目1番地の1 平城朱雀第2住宅56-104	令和2年1月22日
株式会社 アズ クリエイティブ	代表取締役 河 北 裕介	愛知県名古屋市中区錦二丁目5 番12号 パンフィックスクエ ア名古屋錦ビル3階	令和2年1月22日

# 教育委員会

奈良市教育委員会告示第1号

令和2年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年1月16日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和2年1月21日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1）令和2年度予算要求について

議事

議案第69号 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会規則の一部改正について

議案第70号 奈良市社会教育委員の委嘱又は任命について

議案第71号 教育財産の用途廃止について

議案第72号 奈良市指定文化財の指定について

議案第73号 奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱の制定について

議案第74号 教職員の人事について

協議事項

「一条高等学校における中高一貫教育の導入について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

# 選舉管理委員會

奈良市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により令和2年3月1日現在の選挙人名簿の登録日を令和2年3月2日に定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年1月21日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武志